

令和4年8月10日

千葉県総務部財政課

043(223)2074

## 令和3年度一般会計決算見込みの概要について

## 1 決算見込みのポイント

- 令和3年度一般会計の決算は、**歳入**が前年度比 15.3%増（3,368 億円増）の **2 兆 5,386 億円**、**歳出**が前年度比 16.5%増（3,547 億円増）の **2 兆 5,030 億円** となり、実質収支は 282 億円となりますが、このうち 199 億円は、新型コロナウイルス感染症に係る交付金等の概算交付によるもので、令和4年度に国に全額返還する必要があります。
- このため、国庫返還分を除いた**実質収支**は、**83 億円の黒字**となりました。
- 歳入が 15.3%増、歳出が 16.5%増と、いずれも大幅な伸びとなったのは、**新型コロナウイルス感染症に対応するための歳出が 5,953 億円**にのぼり、その財源として**多額の国庫支出金等の歳入が生じた**ことが主な要因です。

〔令和3年度 一般会計決算収支の状況〕

(単位：百万円、%)

| 区 分                  | 令和3年度<br>①               | 令和2年度<br>②               | 比 較<br>①－②＝③              | 増減率<br>③／②  |
|----------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|-------------|
| <b>歳 入 総 額 A</b>     | <b>2,538,612</b>         | 2,201,812                | 336,800                   | <b>15.3</b> |
| <b>歳 出 総 額 B</b>     | <b>2,503,041</b>         | 2,148,377                | 354,664                   | <b>16.5</b> |
| 歳入歳出差引 C=A-B         | 35,571                   | 53,435                   | △17,864                   |             |
| 翌年度に繰り越すべき財源※1 D     | 7,396                    | 13,428                   | △6,032                    |             |
| <b>実 質 収 支※2 C-D</b> | 28,175<br><b>(8,286)</b> | 40,007<br><b>(4,400)</b> | △11,832<br><b>(3,886)</b> |             |

・表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

・( )内は、新型コロナウイルス感染症に係る交付金等の返還分を控除したものです。

※1 翌年度に繰り越すべき財源

歳入のうち、翌年度に繰り越した事業の財源となるもの。

※2 実質収支

歳入総額から歳出総額を差し引いた額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額をいう。通常、「黒字団体」・「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字・赤字により判断する。

## 2 歳入決算

(単位：百万円)

| 区 分 |                                       | 令和 3 年度<br>A         | 令和 2 年度<br>B         | 比較<br>A－B＝C         | 増減率<br>C／B       |
|-----|---------------------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------|
| ①   | 県 税                                   | 912,469              | 827,935              | 84,534              | 10.2%            |
| うち  | 個 人 県 民 税                             | 277,866              | 272,492              | 5,374               | 2.0%             |
|     | 法 人 二 税                               | 165,990              | 147,036              | 18,954              | 12.9%            |
|     | 地 方 消 費 税                             | 313,001              | 254,596              | 58,405              | 22.9%            |
|     | そ の 他 の 税                             | 155,612              | 153,811              | 1,801               | 1.2%             |
| ②   | 地 方 交 付 税                             | 254,399              | 189,788              | 64,611              | 34.0%            |
| うち  | 普 通 交 付 税<br>(下記の臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税) | 253,163<br>(429,719) | 185,982<br>(275,963) | 67,181<br>(153,756) | 36.1%<br>(55.7%) |
|     | 特 別 交 付 税                             | 1,236                | 3,806                | △2,570              | △67.5%           |
| ③   | 国 庫 支 出 金                             | 637,643              | 424,146              | 213,497             | 50.3%            |
| ④   | 繰 入 金                                 | 10,910               | 16,322               | △5,412              | △33.2%           |
| ⑤   | 諸 収 入                                 | 272,185              | 361,914              | △89,729             | △24.8%           |
| ⑥   | 県 債                                   | 248,177              | 205,988              | 42,189              | 20.5%            |
| うち  | 建 設 地 方 債                             | 71,621               | 82,814               | △11,193             | △13.5%           |
|     | 臨 時 財 政 対 策 債 ※ 3                     | 176,556              | 89,981               | 86,575              | 96.2%            |
|     | 減 収 補 て ん 債                           | -                    | 33,193               | △33,193             | 皆減               |
|     | そ の 他                                 | 202,829              | 175,719              | 27,110              | 15.4%            |
| うち  | 特別法人事業譲与税 ※ 4                         | 99,675               | 88,560               | 11,115              | 12.6%            |
|     | 繰 越 金                                 | 53,435               | 39,401               | 14,034              | 35.6%            |
|     | 計                                     | 2,538,612            | 2,201,812            | 336,800             | 15.3%            |

※ 3 臨時財政対策債

平成 13 年度から、地方全体の財源不足の補てん措置の一環として設けられた特例地方債で、投資的経費以外にも一般財源として充てることができる。償還費については、全額が後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入され、交付税措置される。

※ 4 特別法人事業譲与税

地方税の偏在是正を図るため、従来の地方法人特別譲与税に代えて、令和 2 年度から法人事業税の一部を国税化（特別法人事業税）したうえで、人口を基準に都道府県に再配分（特別法人事業譲与税）されている。

## 《主な増減要因》

### ① 県 税

企業業績の回復により、法人二税や個人県民税の株式等譲渡所得割等が増収となったほか、地方消費税についても、原油価格等の高騰に伴う輸入額の増により増収となったことなどから、全体としては10.2%増の9,125億円となりました。

※ 消費税の税率引上げ（5%から8%（令和元年10月からは10%））による増収分（市町村交付金を除く893億円）については、全額を社会保障関係経費（一般財源ベース2,965億円）の財源に充てています。

### ② 地方交付税

地方交付税は34.0%増の2,544億円となりました。

臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税は、国税収入の増により、将来の臨時財政対策債の償還財源として追加交付があったことなどから、55.7%増の4,297億円となりました。

### ③ 国庫支出金

新型コロナウイルス感染症対応に係る交付金が、飲食店への協力金や医療機関への補助金の交付により増となったことなどから、50.3%増の6,376億円となりました。

### ④ 繰入金

災害復興・地域再生基金や県有施設長寿命化等推進基金について、将来の災害対応や資材高騰などに備えて、取崩しを抑制したことなどから、33.2%減の109億円となりました。

### ⑤ 諸収入

中小企業振興資金について、新型コロナウイルス感染症対応特別資金に係る金融機関への預託額の減に伴い、年度末の返還金が減となったことなどから、24.8%減の2,722億円となりました。

### ⑥ 県 債

減収補てん債を発行しなかったことに加え、投資的経費の減少に伴い、建設地方債が減少した一方、臨時財政対策債が増加したことから、20.5%増の2,482億円となりました。

### 3 歳出決算

(単位：百万円)

| 区 分 |             | 令和3年度<br>A | 令和2年度<br>B | 比 較<br>A－B＝C | 増減率<br>C／B |
|-----|-------------|------------|------------|--------------|------------|
| ①   | 人 件 費       | 514,157    | 526,564    | △12,407      | △2.4%      |
| ②   | 扶 助 費※5     | 40,945     | 37,503     | 3,442        | 9.2%       |
| ③   | 公 債 費       | 273,622    | 219,211    | 54,411       | 24.8%      |
| ④   | 投 資 的 経 費   | 172,625    | 179,286    | △6,661       | △3.7%      |
| うち  | 普 通 建 設 事 業 | 157,403    | 160,930    | △3,527       | △2.2%      |
|     | 直 轄         | 14,108     | 13,950     | 158          | 1.1%       |
|     | 災 害 復 旧     | 987        | 3,811      | △2,824       | △74.1%     |
| ⑤   | 補 助 費 等     | 1,005,969  | 724,985    | 280,984      | 38.8%      |
| うち  | 税 関 係 交 付 金 | 194,116    | 171,486    | 22,630       | 13.2%      |
| ⑥   | そ の 他       | 495,723    | 460,828    | 34,895       | 7.6%       |
| うち  | 繰 出 金       | 78,979     | 39,094     | 39,885       | 102.0%     |
|     | 積 立 金       | 76,258     | 7,890      | 68,368       | 866.5%     |
|     | 貸 付 金       | 234,593    | 335,335    | △100,742     | △30.0%     |
| 計   |             | 2,503,041  | 2,148,377  | 354,664      | 16.5%      |

※5 扶助費

地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して支給する費用及び、地方公共団体が単独で行っているこれに類する各種扶助の支出額のこと。

## 《主な増減要因》

### ① 人件費

教職員や警察職員の退職者がピークを越えたことや、人事委員会勧告に基づく給与改定などの影響により、2.4%減の5,142億円となりました。

### ② 扶助費

特定不妊治療の助成制度拡充や新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費等の増などに伴い、9.2%増の409億円となりました。

### ③ 公債費

普通交付税の追加交付に伴い、将来の臨時財政対策債の償還に充てるための基金に積立てを行ったことなどから、24.8%増の2,736億円となりました。

### ④ 投資的経費

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関等の設備整備などが増となった一方、令和元年房総半島台風等に係る被災農業施設等復旧支援事業が完了したことなどから、3.7%減の1,726億円となりました。

### ⑤ 補助費等

新型コロナウイルス感染症に係る飲食店への協力金や、医療機関への補助金などが増となったほか、県税の増収に伴い税関係交付金が増となったことなどから、38.8%増の1兆60億円となりました。

### ⑥ その他

中小企業振興資金が、新型コロナウイルス感染症対応特別資金に係る金融機関への預託額が減となった一方、将来の財政負担に備え、県有施設長寿命化等推進基金などへの積立てを行ったことなどにより、7.6%増の4,957億円となりました。

#### ※社会保障関係経費について

生活保護、児童・障害者福祉、医療、介護等に要する社会保障関係経費については、高齢化の進展等により、引き続き増加しています。

○社会保障関係経費（全体） 3,174億円（前年度比 +159億円 +5.3%）

（主なもの）

|                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| ・介護給付費県負担金           | 640億円（前年度比 +16億円 +2.6%） |
| ・後期高齢者医療給付費県負担金      | 516億円（前年度比 +44億円 +9.3%） |
| ・自立支援給付費県負担金         | 251億円（前年度比 +21億円 +9.1%） |
| ・施設型給付費（認定こども園、保育所等） | 223億円（前年度比 +14億円 +6.7%） |

## 4 新型コロナウイルス感染症への対応

- 令和3年度における、新型コロナウイルス感染症対応の事業に関する決算額は以下のとおりです。

決算額 5,953 億円

[主なもの]

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| ・感染拡大防止対策協力金              | 2,835 億円 |
| ・中小企業振興資金                 | 1,324 億円 |
| ・病床確保等事業                  | 726 億円   |
| ・生活福祉資金貸付事業推進費補助金         | 183 億円   |
| ・中小企業等事業継続支援金事業           | 125 億円   |
| ・ワクチン個別接種促進支援事業           | 99 億円    |
| ・患者受入協力金                  | 85 億円    |
| ・新型コロナウイルス感染症対応特別資金利子補給事業 | 83 億円 等  |

(財源の主なもの)

|                          |            |
|--------------------------|------------|
| ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 3,189 億円   |
| ・中小企業振興資金貸付金返還金          | 1,324 億円   |
| ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金   | 1,031 億円 等 |

## 5 今後に向けて

- 令和3年度は、国庫返還分を除くと、**83 億円の黒字**となりましたが、新型コロナウイルス感染症の急拡大や、原油価格・物価高騰等の影響も懸念されることから、本県財政を取り巻く環境は、先行きの不透明感が増しています。
- このため、国に対し、必要な財源確保を強く要望するとともに、県としても、本年3月に策定した「千葉県行財政改革行動計画」に基づき、県税収入等の財源確保や事務事業の不断の見直しに取り組んでまいります。

## <参考一覧>

(参考 1) 一般会計の目的別歳出決算の状況

(参考 2) 県債残高の推移

(参考 3) 普通会計の決算見込み

(参考 4) 令和 3 年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

# (参考 1) 一般会計の目的別歳出決算の状況

○ 目的別歳出※6 決算は、下記のとおりです。

(単位：百万円)

| 区 分         | 令和 3 年度   |       | 令和 2 年度   |       | 比較      | 備 考                                                                                                                                 |
|-------------|-----------|-------|-----------|-------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | 決算額 ①     | 構成比   | 決算額 ②     | 構成比   | ①-②     |                                                                                                                                     |
| 総 務 費       | 226,406   | 9.0%  | 118,816   | 5.5%  | 107,590 | ・ 県有施設長寿寿命化等推進基金積立金<br>+400 億円<br>・ (特) 財政調整基金繰出金 +337 億円<br>・ 災害復興・地域再生基金積立金<br>+300 億円<br>・ (特) 県債管理事業繰出金 +50 億円                  |
| 民 生 費       | 336,986   | 13.5% | 360,664   | 16.8% | △23,678 | ・ 後期高齢者医療給付費負担金+44 億円<br>・ 施設型給付費 +14 億円<br>・ 生活福祉資金貸付事業推進費補助金<br>△176 億円<br>・ 介護職員等への慰労金の支給△81 億円<br>・ 介護施設等における感染対策支援事業<br>△64 億円 |
| 衛 生 費       | 228,354   | 9.1%  | 148,065   | 6.9%  | 80,289  | ・ 緊急包括支援交付金国庫返還+338 億円<br>・ 病床確保等事業 +329 億円<br>・ ワクチン接種体制の確保 +116 億円<br>・ 医療従事者等への慰労金の支給<br>△181 億円                                 |
| 環 境 費       | 5,394     | 0.2%  | 5,537     | 0.3%  | △143    | ・ 自然公園等管理関係事業 +1.8 億円<br>・ 災害廃棄物処理促進事業 △1.8 億円<br>・ 野生鳥獣総合事業 △0.8 億円                                                                |
| 商 工 労 働 費   | 556,488   | 22.2% | 419,250   | 19.5% | 137,238 | ・ 感染拡大防止対策協力金 +2,412 億円<br>・ 中小企業振興資金貸付金 △970 億円<br>・ 感染症対応特別資金の利子補給<br>+55 億円                                                      |
| 農 林 水 産 業 費 | 53,696    | 2.2%  | 62,532    | 2.9%  | △8,836  | ・ 畜産競争力強化対策整備事業+13 億円<br>・ 被災農業施設等復旧支援事業△80 億円<br>・ 家畜伝染病発生危機特別対策事業<br>△20 億円                                                       |
| 土 木 費       | 131,118   | 5.2%  | 129,437   | 6.0%  | 1,681   | ・ 地方道道路改築事業 +18億円<br>・ 公共街路整備事業 +17億円<br>・ 道路直轄事業負担金 +17億円<br>・ 海岸基盤整備事業 △23億円<br>・ 広域河川改修事業 △12億円                                  |
| 警 察 費       | 141,578   | 5.7%  | 147,275   | 6.8%  | △5,697  | ・ 警察施設整備費 △24億円<br>・ 空港警備隊費 △11億円                                                                                                   |
| 教 育 費       | 361,145   | 14.4% | 369,093   | 17.2% | △ 7,948 | ・ 特別支援学校施設整備事業 +18億円<br>・ 博物館施設整備事業 +7億円<br>・ 教職員人件費 △89億円                                                                          |
| 公 債 費       | 274,910   | 11.0% | 220,842   | 10.3% | 54,068  | ・ 満期一括分積立金及び利子 +17億円<br>・ 定時償還分の元金及び利子 +44億円<br>・ 将来の臨時財政対策債の償還に充てる<br>ための基金積立て +484億円                                              |
| 災 害 復 旧 費   | 987       | 0.1%  | 3,811     | 0.2%  | △2,824  | ・ 土木施設 △22億円<br>・ 農業施設 △6億円                                                                                                         |
| そ の 他       | 185,979   | 7.4%  | 163,055   | 7.6%  | 22,924  | ・ 税関係交付金 +227億円                                                                                                                     |
| 計           | 2,503,041 | 100%  | 2,148,377 | 100%  | 354,664 |                                                                                                                                     |

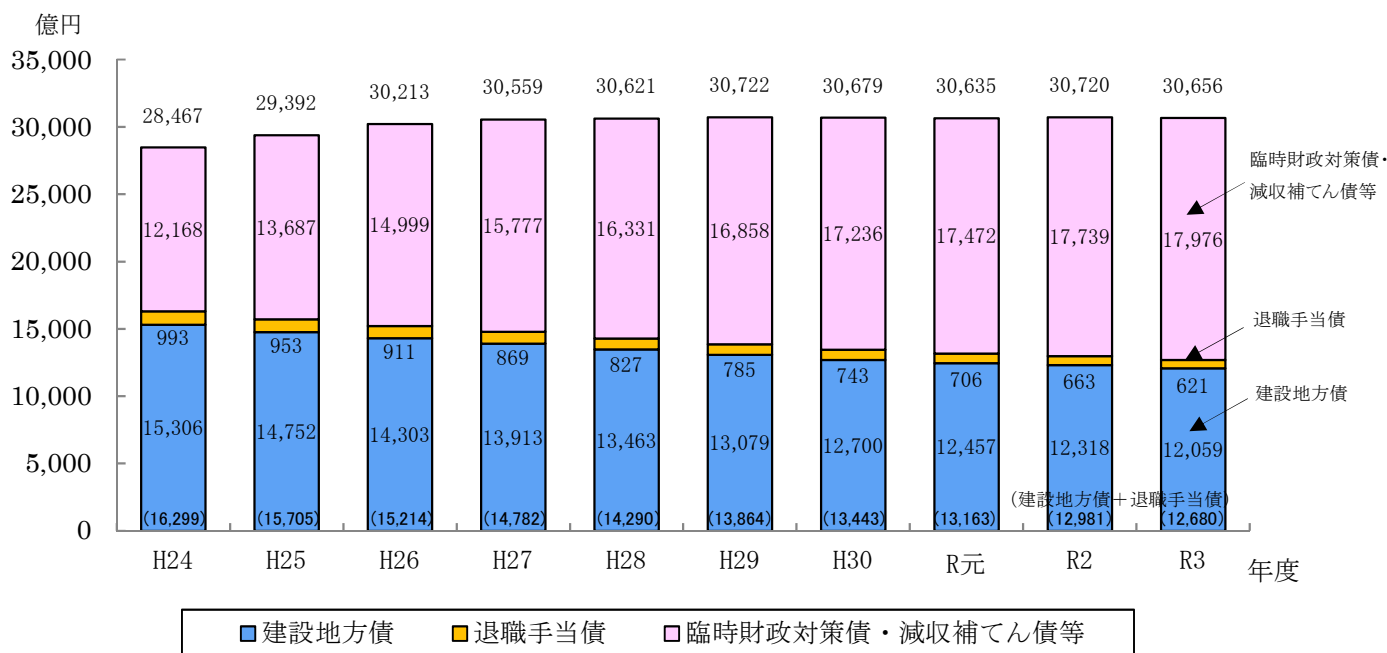
※6 目的別歳出

地方公共団体の経費を、その行政目的によって分類したもの。



## （参考２） 県債残高の推移

- 県債残高（満期一括償還のための積立金を除いた実質残高）については、普通交付税の振替である臨時財政対策債等が前年度に比べ237億円、1.3%増加する一方で、建設地方債等が前年度に比べ301億円、2.3%減少したことにより、3兆656億円となり、前年度に比べ64億円、0.2%減少しました。



（単位：億円）

| 区 分                 | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R 元    | R2     | R3     |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 建設地方債等①             | 16,299 | 15,705 | 15,214 | 14,782 | 14,290 | 13,864 | 13,443 | 13,163 | 12,981 | 12,680 |
| 建設地方債               | 15,306 | 14,752 | 14,303 | 13,913 | 13,463 | 13,079 | 12,700 | 12,457 | 12,318 | 12,059 |
| 退職手当債               | 993    | 953    | 911    | 869    | 827    | 785    | 743    | 706    | 663    | 621    |
| 臨時財政対策債等②           | 12,168 | 13,687 | 14,999 | 15,777 | 16,331 | 16,858 | 17,236 | 17,472 | 17,739 | 17,976 |
| 計（①＋②）              | 28,467 | 29,392 | 30,213 | 30,559 | 30,621 | 30,722 | 30,679 | 30,635 | 30,720 | 30,656 |
| （参考）満期一括償還のための積立金残高 | 3,166  | 3,342  | 3,526  | 3,722  | 4,125  | 4,619  | 5,074  | 5,339  | 5,692  | 6,886  |

### (参考 3) 普通会計の決算見込み

#### (1) 令和 3 年度 普通会計※7 決算収支の状況

(単位：百万円)

| 区 分           | 3 年度<br>①          | 2 年度<br>②          | 比 較<br>①－②＝③        | 増減率<br>③／② |
|---------------|--------------------|--------------------|---------------------|------------|
| 歳 入 総 額 A     | 2,568,713          | 2,235,742          | 332,971             | 14.9%      |
| 歳 出 総 額 B     | 2,517,800          | 2,161,766          | 356,034             | 16.5%      |
| 歳入歳出差引 C=A-B  | 50,913             | 73,976             | △23,063             |            |
| 翌年度へ繰り越すべき財源D | 12,724             | 18,092             | △5,368              |            |
| 実 質 収 支 C-D   | 38,189<br>(18,300) | 55,884<br>(20,277) | △17,695<br>(△1,977) |            |

- 一般会計に公営事業会計※8 以外の特別会計を加えた普通会計の決算は、歳入で前年度比 14.9%増の 2 兆 5,687 億円、歳出で前年度比 16.5%増の 2 兆 5,178 億円となり、実質収支は 382 億円となりますが、一般会計における国庫返還分 199 億円を除く実質収支は 183 億円の黒字となりました。

#### (2) 経常収支比率 ※9

| 区 分        | 3 年 度 ① | 2 年 度 ② | 比 較 ①－② |
|------------|---------|---------|---------|
| 経常収支比率 (%) | 84.8    | 98.2    | △13.4   |

- 経常収支比率は、社会保障関係経費が増えた一方、県税や地方交付税等が伸びたことから、前年度比で 13.4 ポイント改善し 84.8%となりました。

#### ※7 普通会計

一般会計と特別会計（公営事業会計を除く）を合わせた統計上の会計で、総務省が毎年度行う地方財政状況調査（決算統計）において、全国の自治体の財政状況を統一ルールに基づいて比較するため設けられたもの。千葉県の場合、一般会計と 15 の特別会計を合わせた全 16 会計からなる。

#### ※8 公営事業会計

地方公共団体が行う公営企業会計、収益事業会計等の総称。千葉県の場合、公営企業会計 8 会計（上水道事業会計、病院事業会計等）及び国民健康保険事業会計がある。

#### ※9 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この割合が高いほど、自由に使える財源が少ないことになり、財政構造が硬直化しているとされる。

(計算式)

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

## (参考4) 令和3年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

### 1 健全化判断比率

いずれの指標も早期健全化基準を下回りました。

| 実質赤字比率 | 3年度 | 2年度 |
|--------|-----|-----|
|        | —   | —   |

| 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|---------|--------|
| 3.75%   | 5.0%   |

○ 一般会計等の実質収支が黒字のため、実質赤字比率は「該当なし」です。

| 連結実質赤字比率 | 3年度 | 2年度 |
|----------|-----|-----|
|          | —   | —   |

| 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|---------|--------|
| 8.75%   | 15.0%  |

○ 公営企業会計を含むすべての会計の実質収支が黒字（公営企業会計においては資金不足なし）のため、連結実質赤字比率は「該当なし」です。

| 実質公債費比率 | 3年度  | 2年度  |
|---------|------|------|
|         | 8.1% | 8.6% |

| 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|---------|--------|
| 25.0%   | 35.0%  |

○ 普通交付税の追加交付などにより、「分母」である「標準財政規模」が増加したことから、前年度の8.6%から0.5ポイント改善し、8.1%となりました。

| 将来負担比率 | 3年度    | 2年度    |
|--------|--------|--------|
|        | 114.5% | 135.6% |

| 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|---------|--------|
| 400.0%  | 基準なし   |

○ 職員の若返りに伴い退職手当支給予定額が減少したことや、充当可能な基金残高が増加したことなどにより、「分子」である「将来負担額」が減少しました。

また、普通交付税の追加交付などにより、「分母」である「標準財政規模」が増加したことから、前年度の135.6%から21.1ポイント改善し、114.5%となりました。

### 2 各公営企業会計の資金不足比率 【経営健全化基準 20.0%】

資金不足が生じた公営企業会計はありません。

#### ※早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化団体」となり、財政健全化計画を策定して、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。

#### ※財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定して、国の関与の下、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むことになります。

## <健全化判断比率等の算出式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等：一般会計及び公営事業を除く 14 の特別会計(県債管理事業、市町村振興資金等)
- ・実質赤字額：「歳入歳出差引額（形式収支）」から「翌年度に繰り越すべき財源」を控除した実質的な収支決算額（実質収支）が赤字の場合の当該赤字の額
- ・標準財政規模：普通交付税、標準税収入額等の経常的な一般財源の規模

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：①＋②の合計額
  - ①一般会計等及び公営事業(公営企業以外)に係る特別会計(国民健康保険事業)の実質赤字額
  - ②公営企業に係る特別会計(上水道事業、病院事業、造成土地管理事業などの 8 の特別会計)の資金不足額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金（特定財源控除後）} + \text{準元利償還金}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 か年平均)

- ②地方債の元利償還金：一般会計等に係る公債費に充当した一般財源等の額
- ③準元利償還金：(ア)～(オ)の合計額
  - (ア)満期一括償還地方債の 1 年当たりの元金償還金相当額(年度割相当額)等
  - (イ)公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金
  - (ウ)組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
  - (エ)公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出(PFI 事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)
  - (オ)一時借入金の利子
- ④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：
  - 地方交付税の基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

## 実質公債費比率の内訳

| 単位：億円                         |               |              |              |             |
|-------------------------------|---------------|--------------|--------------|-------------|
| 構 成 要 素                       | 令和3年度         | 令和2年度        | 令和元年度        | 3年度と2年度の差引  |
| <b>分 子 ①＝②＋③－④</b>            | <b>736</b>    | <b>786</b>   | <b>800</b>   | <b>△ 50</b> |
| 地方債の元利償還金(特定財源控除後) ②          | 744           | 741          | 729          | 3           |
| 準元利償還金 ③                      | 1,382         | 1,428        | 1,465        | △ 46        |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④   | 1,390         | 1,383        | 1,394        | 7           |
| <b>分 母 ⑤＝⑥－⑦</b>              | <b>10,057</b> | <b>9,423</b> | <b>9,241</b> | <b>634</b>  |
| 標準財政規模 ⑥                      | 11,447        | 10,806       | 10,635       | 641         |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑦   | 1,390         | 1,383        | 1,394        | 7           |
| 単年度の比率 ①／⑤                    | 7.3           | 8.3          | 8.6          | △ 1.0       |
| <b>実質公債費比率(令和元年度～令和3年度平均)</b> | <b>8.1</b>    |              |              |             |
| <b>【参考】平成30年度～令和2年度平均</b>     | <b>8.6</b>    |              |              |             |

※単年度の実質公債費比率は小数第2位以下切り捨てて表記

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ②将来負担額:③～⑩の合計額  
 ③一般会計等の年度末地方債現在高  
 ④債務負担行為に基づく支出予定額(PFI事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)  
 ⑤公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額  
 ⑥組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額  
 ⑦退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)  
 ⑧設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額  
 [対象法人]千葉県道路公社、千葉県土地開発公社、千葉県信用保証協会、(公財)千葉県産業振興センター  
 千葉県漁業協同組合連合会  
 ⑨連結実質赤字額  
 ⑩組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額  
 [対象組合]千葉県競馬組合、北千葉広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団  
 ⑫充当可能基金額:地方債の償還額等(上記③～⑧)に充てることができる基金残高  
 ⑬特定財源見込額:地方債の償還額等に充てることができる特定財源(公営住宅の使用料など)  
 ⑭地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額:  
 今後、地方交付税の基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金

#### 将来負担比率の内訳

単位:億円

| 構成要素                              | 令和3年度         | 令和2年度         | 差引             | 備考                                   |
|-----------------------------------|---------------|---------------|----------------|--------------------------------------|
| <b>分子 ①=②-⑪</b>                   | <b>11,517</b> | <b>12,780</b> | <b>△ 1,263</b> |                                      |
| 将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩           | 41,793        | 40,728        | 1,065          |                                      |
| 一般会計等の年度末地方債現在高 ③                 | 37,705        | 36,577        | 1,128          |                                      |
| うち臨時財政対策債以外の地方債現在高                | 18,094        | 18,013        | 81             |                                      |
| 債務負担行為に基づく支出予定額 ④                 | 213           | 210           | 3              | 県が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めたもの       |
| 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤   | 555           | 548           | 7              | 地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金                 |
| 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額 ⑥ |               |               |                | 一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の負担見込額          |
| 退職手当支給予定額 ⑦                       | 3,241         | 3,312         | △ 71           | 年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額   |
| 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧          | 79            | 81            | △ 2            | 公社、第三セクター等の負債、短期貸付金等に係る一般会計等の将来負担額   |
| 連結実質赤字額 ⑨                         |               |               |                | 公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(資金不足額)       |
| 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩    |               |               |                | 県が加入する一部事務組合の実質赤字額に対する一般会計等の負担見込額    |
| 将来負担額からの控除額 ⑪=⑫+⑬+⑭               | 30,276        | 27,948        | 2,328          |                                      |
| 充当可能基金額 ⑫                         | 10,219        | 7,897         | 2,322          | 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高                  |
| 特定財源見込額 ⑬                         | 513           | 644           | △ 131          | 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額               |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 ⑭            | 19,545        | 19,407        | 138            | 今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金等 |
| <b>分母 ⑮=⑯-⑰</b>                   | <b>10,057</b> | <b>9,423</b>  | <b>634</b>     |                                      |
| 標準財政規模 ⑯                          | 11,447        | 10,806        | 641            |                                      |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑰       | 1,390         | 1,383         | 7              |                                      |
| <b>将来負担比率(%) ①/⑮</b>              | <b>114.5</b>  | <b>135.6</b>  | <b>△ 21.1</b>  |                                      |

・表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額:

[法適用企業]資金の不足額＝(流動負債－流動資産)－解消可能資金不足額

[法非適用企業]資金の不足額＝(歳入歳出差引額－翌年度に繰り越すべき財源)－解消可能資金不足額

・事業の規模:

[法適用企業]事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

[法非適用企業]事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※法適用企業:地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業(上水道事業、病院事業、工業用水道事業、流域下水道事業、造成土地管理事業)

※法非適用企業:地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業(工業団地整備事業、港湾整備事業、土地区画整理事業)

◎早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には「財政健全化団体」となり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政健全化計画を策定し、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。また、計画の実施状況によっては総務大臣から勧告を受けることになるなど、行財政運営に一定の制約がかかります。

◎財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、国の関与による確実な財政の再生を図るために財政再生計画を策定し、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むことになります。

なお、「財政再生団体」は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を起すことができません。